京都市再犯防止推進計画に掲げ	る具体的な取組施策の状況について	(柱1)

中井池	防止推進計画に掲げる	具体的	りな取組施策の状況について(柱 1) 						
の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)		令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定
の確居	() 刑務所出所者等が住 民を確保しやすい環境づく を推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目 のない支援の推進	生活福祉課	刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に 相談・調整が行えるようサポートするとともに、関係者同士の顔 の見える関係づくり等を進めることにより刑務所出所者等に対す る福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を 推進します。		実施済	刑事司法関係機関等が行う福祉的支援につなぐ調整をより円滑化するため、引き続き「更生支援相談員」を1名配置(主な取組内容)〇刑事司法関係機関等からの相談対応(45件)〇刑事司法関係機関等との連携強化等のための協議(103件)〇関係者同士の顔の見える関係づくり等を目的とした刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催(2回)	引き続き、更生支援相談員を中心に、刑事司法関係機関等 適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるよ サポートするとともに、刑事司法関係機関、地域福祉関係機関 本市関係課等のノウハウ向上や顔の見える関係づくりのため 研修会を開催予定。
		2	ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備	生活福祉課	ハンドブック「つなぐつながる」について、掲載内容の充実や配布 先の拡大により、犯罪等をした人が住居の確保や福祉サービス の利用等につながりやすい環境整備を推進します。	再犯防止推進事業	実施済	対象者がハンドブックに掲載している相談機関へ相談するハードルが下がるよう、相談機関の雰囲気やそこで働く人がどんな人なのか分かるような写真やコメントを掲載するなど、ハンドブックの内容を改訂	引き続き、京都刑務所をはじめとした大阪矯正管区内にあ 正施設等、保護観察所や更生保護施設等の市内の保護観察 現場、京都地方検察庁でハンドブックの趣旨を説明したうえて 対象となる方に直接配布する他、犯罪をした人等を支援いた ている方々に配布。加えて、令和6年度から新たに市内警察 配架し、微罪処分者やその家族等へ配布する。
		3	京都市再犯防止推進会議における関係機関 との連携による再犯防止の取組の着実な推 進		京都市再犯防止推進会議において、本市における再犯防止の取組の進ちょく管理を行うとともに、関係機関との連携のもと、住居確保や就労支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、民間協力者の活動支援等の取組を着実に推進します。	再犯防止推進事業	実施済	京都市再犯防止推進会議を7月に開催し、京都市再犯防止推 進計画の進捗管理を行った。	引き続き、京都市再犯防止推進会議を開催し、京都市再犯 止推進計画の進捗管理を行うとともに、令和7年度の計画改向けた協議を実施する。
		4	居住支援法人の開拓等による住宅の確保に 配慮を要する人に対する支援の推進	住宅政策課	指定権者である京都府と連携した住宅確保要配慮者居住支援 法人の開拓等の取組により、高齢者など住宅の確保に特に配慮 を要する人を受け入れる民間賃貸住宅の拡充と円滑な入居を推 進します。	居住支援法人連絡会	実施済	・京都府と連携し居住支援法人連絡会を開催(年3回) ・障害者の住まい相談会を試行実施 ・各法人の増加に向けた周知の実施	・府市協調で居住支援法人連絡会を開催し、法人同士の連携行政との 連携を図り活動の底上げを図る。 ・各法人の増加に向けた周知の実施 ・居住支援法人と居住支援協議会の連携による取組の実施
			京都市居住支援協議会(京都市すこやか住宅ネット)による高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組の推進	住宅政策課	京都市居住支援協議会(京都市すこやか住宅ネット)による、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録促進や、住み替え支援や定期的な見守り等を行う京都市高齢者すまい・生活支援事業等を不動産関係団体や社会福祉関係団体と連携して実施することにより、高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組を推進します。	京都市居住支援協議会	実施済	・高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅(すこやか賃貸住宅)やすこやか賃貸住宅協力店の登録を促進し、ホームページで発信するとともに、相談窓口で紹介 R6年3月末 登録住宅数 6,319戸 協力店163店 ・高齢者を対象とする住宅相談会の定期開催(年4回 相談件数22件) ・不動産事業者による「低廉なすまい」と社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供する「高齢者すまい・生活支援事業」の実施	・京都市すこやか住宅ネットに掲載の全てのすこやか賃貸住
		6	高齢者等が市営住宅を利用しやすい環境整 備	住宅管理課	優先入居の取組など、高齢者や障害のある人、生活困窮者に とって市営住宅を利用しやすい環境づくりを推進します。	なし	実施済	保証人制度の廃止や優先入居の取組等、市営住宅のセーフ ティネット機能を強化し、高齢者や障害のある人、生活困窮者に とって、市営住宅を利用しやすい環境整備に取り組んでいる。	高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって、市営住宅を しやすいよう、手すりやスロープの設置等、引き続き環境を ていく。
		7	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等 による生活困窮者の住居の確保	生活福祉課	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業、生活保護制度に基づく住宅扶助の実施により、生活困窮者が住居を確保できるよう支援します。	生活困窮者自立相談支援事業 住居確保給付金支援事業	実施済	○生活困窮者自立相談支援事業 ・相談受付件数 1,133名 支援対象者数 281名 ○住居確保給付金支援事業 ・支給決定件数 247件	引き続き、生活困窮者自立支援相談支援員による生活に りの方への相談や支援に取り組むとともに、住居確保給付金 給事業による家賃補助と就職支援を実施していく。
			一時的な宿泊場所の提供及び地域における 安定した住居の確保	生活福祉課	緊急一時宿泊施設の提供により、住居を失った人の一時的な宿泊場所を確保します。また、自立に向けた支援ブランを作成し、地域における安定した住居を確保できるよう伴走型の支援を実施します。	ホームレス緊急一時宿泊事業ホームレス訪問相談事業	実施済	ホームレス緊急一時宿泊事業(生活再建一時宿泊事業を含む)・宿泊実人数362名ホームレス訪問相談事業・面談件数 1,297件	引き続き、住居を失った方に対して、一時的な宿泊場所の や相談・支援に取り組む。
				障害保健福祉推進室		なし	実施済	○民間社会福祉施設整備事業の実施(ベテスダの家) (福)世光福祉会が運営する共同生活援助事業所の建物について、その建設経費の一部を助成した。	○民間社会福祉施設整備事業の実施(京都ふれあい工房) (福) 伏見ふれあい福祉会が運営する就労継続支援B型事 の建物について、耐震基準を満たしていないため、法人が選 えを行うにあたり、その経費の一部を助成する。
				健康長寿企画課		老人福祉センターの運営	実施済	老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進した。	老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進
		9	高齢者、障害のある人等を受け入れる社会 福祉施設の整備	介護ケア推進課	京都市民長寿すこやかプラン、はぐくみ支え合うまち・京都ほほ えみブラン等に基づき、高齢者、障害のある人等を受け入れる社 会福祉施設の整備を推進します。	介護基盤等整備	実施済	・広域型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム「京・みやこ」/特養定員80人、グループホーム定員9人/令和6年3月開所・広域型特別養護老人ホーム「山科すみれ園」/定員120人/令和6年3月開所・は域型特別養護老人ホーム「宝生苑西館」/定員60人/令和6年3月開所・地域密着型特別養護老人ホーム「洛和ヴィラ桃山皿番館」/定員24人(短期入所20人併設)/令和6年3月開所・認知症高齢者グループホーム「すないの家西賀茂グループホーム」/定員27人/令和6年3月開所	※現時点で令和6年度に特別養護老人ホーム及び認知症対 高齢者グループホームの整備予定はなし
谷) 刑務所出所者等が意 でや能力に応じて就労でき 環境づくりを推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目 のない支援の推進【再掲】						
		2	ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備[再掲]						
		3	京都市再犯防止推進会議における関係機関 との連携強化と再犯防止の取組の着実な推 進【再掲】						

-ジ 柱1(19施策)

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)		令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定
		4	京都保護観察所が開催する刑務所出所者等 就労支援推進協議会への参画による関係機 関との連携強化		京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議 会に参画し、刑務所出所者等を雇用に結び付けるための方策等 について情報交換や協議を行うなど、地元経済団体を含む関係 機関との連携強化を図ります。	再犯防止推進事業	実施済	刑務所出所等就労支援推進協議会にオブザーバーとして参画 し、本市の再犯防止の取組について説明した。	引き続き、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参画し、本市の再犯防止の取組の周知・啓発を行うとともに、刑事司法関係機関等との更なる連携を図っていく。
		5	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の就労支援	生活福祉課	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等に基づく自立相談支援事業、就労意欲喚起等支援事業、チャレンジ就労体験事業、京都市自立支援センターにおける支援等により、生活困窮者の就労の確保、定着を推進します。	生活困窮者自立相談支援事業 就労意欲喚起等支援事業 チャレンジ就労体験事業 ホームレス自立支援センター事業	実施済	○生活困窮者自立相談支援事業 ・相談受付件数 1,133名 支援対象者数 281名 ○就労意欲喚起等支援事業 ・支援者数 1,195名 就職者数 577名 ○チャレンジ就労体験事業 ・支援対象者数 144名 就職体験者数 121名 ○ホームレス自立支援センター事業 ・新規入所者数 45名 就労者数 28名	引き続き、各種事業における支援等による生活困窮者の就労 の確保、就労の定着に取り組んでいく。
		6	区役所・支所における福祉・就労支援コー ナーの設置による就労支援	生活福祉課	生活保護受給者等就労自立促進事業として区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーにおいて、就職支援や求人情報を 提供することにより、生活困窮者の就労を支援します。	生活保護受給者等就労自立促進事業	実施済	○生活保護受給者等就労自立促進事業 ・支援者 1,499名 就職者数 948名	引き続き、区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーに おいて、就労支援や求人情報を提供することにより、生活困窮者 の就労支援に取り組む。
		7	障害福祉サービスの提供等による就労意欲 のある障害のある人への支援	障害保健福祉推進室	障害者総合支援法に基づく就労系サービス(就労移行支援、就 労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援)の提供等 により、就労意欲のある障害のある人の就労の確保、定着を支 援します。また、障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業、伝 福連携・農福連携の取組等により、就労機会の創出や工賃の向 上に向けた取組を推進します。	・障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・京都市伝福連携担い手育成支援事業 ・農福連携による障害者雇用の更なる 推進	実施済	○障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・職場実習:18名 ・チャレンジ雇用:1名(約2か月) ○京都市伝福連携担い手育成支援事業 ・補助事業者:3事業者 ○農福連携による障害者雇用の更なる推進 令和5年8月に障害福祉サービス事業所と農林業者を対象に、農福連携事業の説明会およびマッチング会を開催。 (以下、主な実績) ・障害福祉サービス事業所20事業所、農林業者10名が参加し、5件がマッチング(京おくら、いちご、にんにく、みずき菜の選別作業等) 新商品開発として、大原百井町産の菊芋を使用した「クッキー」と「焼きドーナツ」を障害福祉サービス事業所2事業所が開発。 (以下、主な実績) ・「焼きドーナツ」売上額:187,320円 ・「クッキー」売上額:77,600円	引き続き、障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業等により、 障害のある人の就労機会の創出や工賃の向上に向けた取組を 推進します。
		8	障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援	障害保健福祉推進室	福祉施設職員や利用者向けにスキルアップ研修会等を行う障害者就労支援プロモート事業や、障害者雇用に意欲のある企業等が障害者雇用の拡大に当たり必要なノウハウ等を提供する障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業を通して、障害のある人を雇用する企業等を開拓・支援します。	・障害者雇用促進アドバイザー派遣等	実施済	○障害者就労支援プロモート事業 【スキルアップ研修】 「ロールプレイング体験で支援対象者の就職・職場定着に繋げよう!」など 7回/189名 【企業研修・セミナー等】 「障害のある方の多様な働き方セミナー~デジタル技術の発展による新たな職域拡大の可能性~」など 3回/72名 【その他】 伝統産業事業による鼻緒シューズの製作委託に係る体験会の実施 参加事業所数:9事業所 伝統産業事業所による法被の制作委託に係る体験会の実施 参加事業所数:3事業所 ○障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 申込事業者:3社、利用回数:7回	引き続き、障害者就労支援プロモート事業による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援を推進する。 ※障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業は令和6年度から障害者就労支援プロモート事業に統合
		9	京都若者サポートステーションにおける就労 支援	育成推進課	京都若者サポートステーションにおいて、就労の意思はあるものの様々な課題を抱えている人に対して、相談事業をはじめ、職業体験や就職セミナー等の支援プログラムを提供し、就労の確保、定着を推進します。	京都若者サポートステーションの運営	実施済	15歳から49歳までの就労の意思はあるものの無業状態にある 方を支援するため、専門職による相談事業等を実施し、個別・継 続的な支援に取り組んでいる。 ・相談:3,397件、職業体験やセミナー等の実施:258回、延べ644 名参加 ・就職者数:133名(※京都・なんたん地域の合計)	引き続き、京都若者サポートステーションにおける就労支援を 実施していく。
		10	シルバー人材センターに対する支援等による 高齢者の就労支援	健康長寿企画課	高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かすことのできる、臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターに対する支援等により、高齢者の就労の確保を推進します。		実施済	生きがいや追加的な収入を得たいという高齢者に対し、経験や 能力を活かせる仕事を提供するシルバー人材センターへ支援を 行った。	
		11	市内企業等に対する広報・啓発による協力 雇用主の開拓と地域社会の理解促進	生活福祉課	京都保護観察所、京都府就労支援事業者機構、コレワーク(矯正就労支援情報センター)等と連携し、市内企業等に対して、犯罪等をした人を雇用することの意義や協力雇用主の活動について周知し、参加を呼びかけるなど、保護観察所等が行う協力雇用一主の開拓に協力します。また、様々な啓発活動により、犯罪等を		実施済	協力雇用主等を紹介した啓発パネル展(ゼスト御池、上京区役所)の開催。また、本市ホームページにおいても再犯防止や更生支援に関する啓発等を行った。加えて、協力雇用主をはじめとした再犯防止・更生支援に係る取組を紹介する啓発冊子「あしたの京都」を令和5年12月に発行し、関係機関等に配布を行った。	発パネルや啓発冊子「あしたの京都」等を活用し、市内企業への
				産業企画室	した人の社会復帰を雇用を通じて支援する活動について、市民の理解促進を図ります。	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	実施済	京都市わかもの就職支援センターのメールマガジンにより、令和5年7月の再犯防止啓発月間に、協力雇用主の募集について企業向けに周知した。	引き続き、周知啓発等に随時協力する。

2 ページ 柱1(19施策)

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)		令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定
(3) ボランティア活動への 積極的な参明等、多様な 社会の居場所へつなぐ取 組を推進します。		社会とのつながりを深めるボランティア活動 への参加の促進	地域自治推進室		ボランティア・コーディネート事業 ※市民活動総合センターの指定管理 業務として実施	実施済	市民活動総合センターにおいて、ボランティア・コーディネート事業を実施。 〈実績〉(令和6年3月末時点) 情報提供件数:150件 仲介件数:932件 成立件数:6件(1,442人)	市民活動総合センターの指定管理業務として実施しているため、予算要求欄は空欄としています 引き続き、市民活動総合センターにおいてボランティア・コーディネート事業を実施予定。	
				健康長寿企画課	より活発な社会参加を促進します。	なし	実施済	京都市福祉ボランティアセンターにおいては、ボランティア関連情報等について、月刊誌「ボランティアーズ京都」やホームページ、SNS等を通じて情報発信するとともに、市民等からの相談に対して、ボランティア情報の提供や紹介・コーディネートを行った。	引き続き、京都市福祉ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティア活動に関する相談の受付・コーディネート等を行う。
			 高齢者・障害のある人等の社会参加の促進	障害保健福祉推進室	健康長寿サロンなど高齢者の身近な通いの場の拡充、障害のあーる人の文化芸術活動や障害者スポーツの振興等により、高齢者や障害のある人等を社会の居場所へつなぐ取組を推進します。	こころのサポートふれあい交流サロン	実施済	精神障害のある方の居場所を確保するとともに、制度の狭間にある方(障害福祉サービスにつながっていない方)であっても、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、市内12箇所に設置しているサロン運営を継続して実施した(委託事業)。	引き続き、事業を実施し、精神障害のある方等が安心して地域
		2	等、多様な居場所へつなぐ取組の推進	健康長寿企画課		高齢者の居場所づくり支援事業	実施済	健康長寿サロン 291か所(令和5年度末) 地域の住民や団体が主体となって設置し、運営する通いの場で ある「健康長寿サロン」に対する支援(補助金の交付等)を実施。	

3 ページ 柱1(19施策)

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について(柱2)

注 取組施策(中項目) 	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)		令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定
(1) 関係機関と連携し、生 活困窮者、高齢者、障害の ある人等に対する保健医	'	刑事司法関係機関等との連携による切れ目 のない支援の推進【再掲】						
「療・福祉サービスの提供を 推進します。	2	ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再 場】						
	3	京都市再犯防止推進会議による関係機関と の連携強化と再犯防止の取組の着実な推進 【再掲】						
			障害保健福祉推 進室		なし	実施済	保健福祉センター、障害者地域生活支援センター等と連携し、 障害のある人に対する障害福祉サービスの提供を行った。	引き続き、保健福祉センター、障害者地域生活支援センター 連携し、障害のある人に対する障害福祉サービスの提供を行
			生活福祉課		なし	実施済	地域生活定着支援センターと生活困窮者自立支援相談員との 協議の場を作り、各種保健医療・福祉サービスの制度につなぐた めの連携強化を行った。	引き続き、生活困窮者自立支援相談員等と連携し、保健医福祉サービスの提供に資する取組を推進する。
	4	生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供	健康長寿企画課	保健福祉センター、地域包括支援センター、障害者地域生活支援 センター等において、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対 する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。また、地域あ んしん支援員等により、制度の狭間や支援を拒否する人など、支 援につながりにくい人への働き掛けを行い、保健医療・福祉サー ビスの利用促進を図ります。	①地域包括支援センター運営事業 ②地域あんしん支援員設置事業		①市内61箇所に設置する高齢サポート(地域包括支援センター)において、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が、各専門分野の視点を活かしながら互いに連携し、地域に暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談等に対応した。また、一人暮らし高齢者への訪問活動等を通じて、支援が必要な高齢者を把握し適切な支援につなぐとともに、地域の関係機関との連携を深め、地域の支援ネットワーク構築を進めた。	いに連携し、地域に暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療な関する相談等に対応していく。また、一人暮らし高齢者への記
							結びつけるなど、生活課題の改善等に取り組んだ。	②引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関と連携 複合的な課題を抱える支援対象者を適切な制度やサービス 結びつけるなど、支援につながりにくい人へ働き掛けを行い 医療・福祉サービス提供の推進に取り組んでいく。
		京都保護観察所が開催する関係機関連絡協	障害保健福祉推 進室	京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会に参画し、保健	なし	実施済	令和5年12月6日 医療観察制度運営連絡協議会(京都保護観察所開催)に出席し、関係機関と情報共有等を行った。	引き続き、医療観察制度対象者の地域処遇が円滑に実施 るよう、関係機関と連携を図る
		議会への参画による保健医療・福祉サービス D円滑な提供に向けた連携強化	生活福祉課	医療・福祉サービスの円滑な提供について情報交換、情報共有を 行うなど、関係機関との連携強化を図ります。 再	再犯防止推進事業	実施済	令和6年2月29日 高齢・障害により自立が困難な矯正施設被収容者・出所者等の地域生活定着支援のための連絡協議会に出席し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化を図った。	引き続き、高齢・障害により自立が困難な矯正施設被収容所者等の地域生活定着支援のための連絡協議会に参画し 医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化を図った。
(2) 関係機関と連携し、薬物依存等からの回復支援を推進します。	1	こころの健康増進センターにおける総合的な 依存症対策の推進	こころの健康増 進センター	こころの健康増進センター(精神保健福祉センター)を依存症者に対する相談拠点に位置付け、薬物等の問題を抱える本人及び家族を対象とした薬物依存症・ギャンブル等依存症外来を設置するなど、同センターにおいて依存症対策を総合的に推進します。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済	アルコール、薬物、ギャンブル等依存に関する相談員による相談、及び専門医による外来を実施 〇電話相談件数 200件 〇来所相談件数 86件 〇外来受診数 76件	アルコール、薬物、ギャンブル依存等の問題を抱える本人 家族の相談等を実施し、依存症対策を総合的に推進する。
		依存症専門医療機関の選定等による依存症 者に対する医療の提供体制の確保	障害保健福祉推 進室	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症を対象と する依存症専門医療機関の選定等を進めることにより、依存症者 に対する医療の提供体制の確保を図ります。	なし	実施済	令和6年3月に京都大学医学部附属病院を依存症専門医療機関 (ギャンブル等依存症)として選定。 ※府市協調で5か所の医療機関を選定済み(令和6年3月現在)	引き続き、選定基準を満たす医療機関からの申請があれ 都府と連携しながら、依存症専門医療機関の選定等進める より、依存症者に対する医療の提供体制の確保を図る。
	3	薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の 実施等による依存症者の回復支援と再発の 予防	こころの健康増進センター	薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、依存症からの回復を目指す薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等により、薬物依存症者に対する回復支援や再発予防に取り組みます。	精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業)	実施済	薬物依存症者に対する回復支援や再発予防の実施 〇薬物依存症回復支援プログラム (認知行動療法に基づく治療・回復プログラム) 回数17 回 参加人数 57人	引き続き、薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、再発なサインに気づくなど、依存症からの回復を支援する。
		アルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施による依存症者の家族に対する支援	`仕上` . 力	講義及びグループワーク形式のアルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施により、依存症者の家族に対する支援に取り組みます。	精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業)	実施済	アルコール、薬物依存症家族に対する支援の実施 〇アルコール・薬物依存症家族支援プログラム 回数 10回 参加人数 81人	引き続き、アルコール、薬物依存症の家族等への支援を る。
	5	依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じた依存症者の回復支援に関する地域ネットワークの構築	こころの健康増進センター	依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じて、地域における 依存症に関する情報や課題を共有し、依存症者の回復支援に関 する地域のネットワークを構築することで、包括的な支援を実施し ます。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済	依存症専門医療機関、相談拠点機関等と依存症者支援実務者連絡会議を開催 〇第1回 令和5年10月3日 〇第2回 令和6年1月30日	依存症者支援に関する関係機関の連携促進のため、引き 開催する。
	6	医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等に対する薬物依存症者の回復支援に関する研修の実施	こころの健康増進センター	薬物依存の問題を抱える方を支援する関係者(医療、保健福祉、 刑事司法等)に対する研修を定期的に実施することにより、薬物 依存からの回復支援に関する正しい知識・技術の普及に努め、関 係者同士の連携強化を図ります。		実施済	地域リハビリテーション推進研修の実施 〇嗜癖と依存 回数 1回 参加人数 91人	引き続き、医療、福祉等の関係者を対象として依存症のE援の関する研修を実施する。
		活動周知の協力等、依存症者の自助グループ等の活動に対する支援	こころの健康増 進センター	こころの健康増進センターが発行する広報物や主催研修会・講演会等において、依存症者の自助グループや回復支援施設の活動周知の協力等を行うことにより、利用拡大と市民理解の促進を図ります。		実施済	ギャンブル、アルコール依存症の自助グループ活動の支援 (活動支援室の貸出) 〇回数 93回 参加人数 858人	引き続き、ギャンブル、アルコール依存症の自助グループ への支援を実施する。
(3) 薬物依存に関する理解が市民に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。	1	啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続 的な治療・支援により回復することができる病 気であることの理解促進	こころの健康増進センター	「薬物問題について考える講演会」の開催やリーフレットの配布等の啓発活動により、薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの知識を深め、依存症者の回復への見守りや支援につながるよう理解促進を図ります。		実施済	薬物問題について考える講演会の開催 〇令和6年1月30日 参加人数 92人	引き続き、関係機関と協力し講演会等を開催し、啓発活動施する。
	2	きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府 薬物乱用対策推進本部への参画による関係 機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策 の推進	医療衛生企画課	きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進 本部に参画し、京都府や刑事司法関係機関と連携して、未然防止 や再乱用防止に取り組むなど、総合的な薬物乱用防止対策を推 進します。	薬物乱用防止啓発事業	実施済	○薬物乱用防止啓発ポスターを作成し、教育機関(小中高大)及び関係団体等に配布(配布数1,908枚) ○薬物乱用防止啓発動画を作成し、SNS等で広告配信(youtube: 102.619回再生/94日間) ○薬物乱用防止指導員等の市民団体等が、講演会や啓発活動を行う際の薬物情報の提供、薬物乱用防止啓発資材の貸出・提供(39件実施)	引き続き、ポスター及び動画を中心とした周知や、薬物舌 止啓発資材の貸出・配布、講師の派遣等により、薬物乱用 啓発を実施する。

1 ページ 柱2(11施策)

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について(柱3)

柱 取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)		令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定
(1) 児童生徒の非行の未 然防止等を目的とした取組 を推進します。 こ の こ 支	1	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進	生活福祉課	民間団体による若年者を対象とした再犯防止に資する活動への 支援を通じ、生きづらさを抱える若年者が必要な支援につながる ことができる居場所づくりを推進します。	再犯防止推進事業	実施済	「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」を3団体に交付した。 (交付した民間団体による取組内容) ・安心できる居場所の提供 ・相談支援活動 ・企業との交流会、職場実習等による雇用機会の創出及び就労 支援	引き続き、生きづらさを抱える者が必要な支援につながることができるよう、居場所づくり等を推進する。また、これまで、若年者に対する事業を対象としていたが、民間団体がより効果的に事業を行えるよう、令和6年度から対象を拡大する。
	2	警察官やスクールサポーター等を講師とした 非行防止教室の実施による子どもの規範意 識の育成	生徒指導課	学校に警察官やスクールサポーター(警察OB)等を講師として招き、暴力・万引き・いじめ・薬物乱用・性課題等に関する講義を行う非行防止教室を実施することにより、子どもの規範意識を育みます。		実施済	非行防止教室を全市立学校において実施。	引き続き、非行防止教室の全校実施を目標に、子どもの規範が 識の育成を推進する。
	3	薬物乱用防止教育スタンダードに基づく学校 における体系的な薬物防止教育の推進	体育健康教育室	薬物乱用防止教育スタンダードに基づき、薬物乱用防止教室、喫煙防止教育などに取り組み、学校における体系的な薬物乱用防止教育を推進します。	なし	実施済	令和5年6月21日、小・中・高・総合支援学校の担当教員を対象 に「薬物乱用防止教室実施に向けた研修会」を開催。京都府警察 等と連携し、児童生徒向けの薬物乱用防止教室を全校で実施。	引き続き、令和5年度と同様の取組を実施する。
	4	スクールカウンセラー、スクールソーシャル ワーカーの配置による児童生徒及び保護者 に対する相談支援	生徒指導課	学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者の様々な悩みの相談に応じ、関係機関と連携して課題に応じた支援を推進します。	スクールカウンセラー・スクールソー シャルワーカー活用事業	実施済	・一部小規模校を除く全市立校で、年間280時間以上のスクールカウンセラーを配置。 ・全中学校区及び定時制高校にスクールソーシャルワーカーを配置。	・一部小規模校を除く全市立学校・教育支援センターで、年間28時間以上のスクールカウンセラーを配置。 ・全中学校区及び定時制高校にスクールソーシャルワーカーを配置。
	5	学校と関係機関との連携強化と生徒指導上 の課題への組織的対応力の向上	生徒指導課 生涯学習部	京都市中学校補導連盟連絡協議会において、生徒指導に関する情報交換や問題行動の未然防止に関する研修等を実施することにより、参加機関との連携を強化するとともに、中学校における生徒指導上の課題への組織的対応力の向上を図ります。	地域生徒指導連絡協議会 京都市中学校補導連盟連絡協議会等 の取組	実施済	地域生徒指導連絡協議会(PTA、少年補導委員会、自治連合会、学校教職員等で中学校区ごとに組織)では、地域における児童・生徒の健全育成、問題行動を防止するため、バトロールやあいさつ運動を、地域に根差した様々な活動を実施。また、全市組織である地域生徒指導連合会では、薬物や虐待などのテーマで研修会(年1回)を実施。令和5年度は、1月23日に実施。京都市中学校補導連盟連絡協議会において、生徒指導に関する情報交換や問題行動の未然防止に関する研修等を実施。	地域生徒指導連絡協議会(PTA、少年補導委員会、自治連合会、学校教職員等で中学校区ごとに組織)では、地域におけるり童・生徒の健全育成、問題行動を防止するため、パトロールやあいさつ運動など、地域に根差した様々な活動を実施。また、全市組織である地域生徒指導連合会では、薬物や虐待などのテーマで研修会(年1回)を実施。令和6年度は、1~2月頃に1回実施定。
	6	児童相談所における触法行為等に対する相談の受付及び継続した指導・支援の実施	児童福祉セン ター、第二児童 福祉センター	児童相談所において、触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施します。	なし	実施済	触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・ 支援を実施している。	触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導支援を実施する。
	7	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)が 開催する地域援助推進協議会への参画等、 関係機関との連携強化による児童相談所に おける相談支援の充実	児童福祉セン ター、第二児童 福祉センター	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)が開催する地域援助推進協議会へ参画する等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図ります。	なし	実施済	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図っている。	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の対案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相支援の充実を図る。
		青少年活動センターにおける非行少年の立ち 直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりによる自己成長の支援		青少年活動センターにおいて、ボランティア活動等の支援プログラムを活用した非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組むことにより、様々な悩みを抱える青少年の自己成長を支援します。	立ち直り支援事業清掃活動	実施済	京都府健康福祉部家庭支援課(ユースアシスト)・京都家庭裁判所・京都市が連携実施している「非行少年等立ち直り支援事業」に協力し、月に1回北青少年活動センター周辺地域の清掃活動(延べ89名)を行っている。また、複数の青少年活動センターを学習支援場所(延べ212名)として提供し、日常的な居場所としての関係づくりを行っている。	引き続き、他機関と連携しながら活動を行う。
	9	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明る くする運動」に対する助成等、保護司の活動 への支援		非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動及び毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の諸活動に対する助成を行うなど、保護司の活動を支援します。	保護司活動への支援	実施済	非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動に対して助成 している。	引き続き、更生保護活動に対する助成と、保護司活動の周知 行う。
	10	京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進	育成推進課	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)を中心に、少年補導・育成団体等と連携して、非行防止に関する街頭啓発を行うなど、青少年の非行防止や健全育成を推進します。	京都市少年補導委員会等との連携	実施済	京都市少年補導委員会等が実施する事業に参画し、少年補導・育成団体等と連携した啓発活動等を行っている。	引き続き、京都市少年補導委員会等が実施する事業に参画し 少年補導・育成団体等と連携した啓発活動等を行う。
	11	子ども食堂など地域団体等が実施する子ども の居場所づくりの取組への支援による社会的 孤立の防止	子ども家庭支援課	子ども食堂や学習支援といった、地域や民間団体により実施されている子どもの居場所づくりの取組に対する支援コーディネーター派遣など、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施することにより、子どもの社会的孤立を防止します。	子どもの居場所づくり「支援の輪」サ ポート事業	実施済	ている。また、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐな	引き続き、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して 組を実施することができるよう、情報発信や市民や企業からの著 付を適切に寄付先につなぐなどの支援を充実させる等、必要な 援を行う。
	12	京都府が開催する非行少年等立ち直り支援 ネットワーク推進連絡会議への参加による関 係機関と連携した非行少年等に対する支援 の推進	育成推進課	京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡 会議に参加し、京都府や京都少年鑑別所、京都保護観察所等と の意見交換、情報共有を行うなど、関係機関と連携した非行少年 等に対する支援を推進します。		実施済	例年、年1~2回程度開催される会議に参画し、関係機関と非行 少年等の立ち直りに関することを情報共有している。	引き続き、会議に参画することにより、関係機関と連携した非イ 少年等に対する支援を行う。
(2) 課題のある少年の継続した学びの支援を推進します。		少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童 生徒に対する円滑な復学・進学や再非行防止 等に向けた支援の実施	生徒指導課	少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒について、学校 が関係機関と連携して、適切に学籍や学習評価等についての配 慮を行うなど、円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援を 実施します。	<i>†</i> 21	実施済	少年院、少年鑑別所等の関係機関と学校が連携し、円滑な復 学・進学等に向けて支援を実施。	引き続き、課題のある少年へ継続して学びの支援を推進する
	2	高校進学に課題を抱える中学生等に対する 学習支援の推進	育成推進課 子ども家庭支援 課	学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に 課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進します。	①生活保護世帯等生活困窮世帯の子 どもに対する学習支援事業 ②ロビープログラム	実施済		ど、高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進 する。

1ページ 柱3(14施策)

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について(柱4)

11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		2C TT-P	シの43小丘川ビ外の7人川について(1エイ)					
計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定
4 犯罪 等をした 人の年齢	(1) 地域再犯防止推進モデ		民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】					
や特性に応じた効果的な支援の実施	ル事業の結果を踏まえ、若 年者に対する効果的な支援を実施します。		犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モ デルの提示	生活福祉課	地域再犯防止推進モデル事業の結果や民間団体の取組事例を 市民や支援団体等に広く発信するなど、犯罪等をした若年者に対 する効果的な支援モデルを提示します。	再犯防止推進事業 実	民間団体等の取組について、啓発パネルや本市ホームページでの発信に加えて、令和5年12月に発行した「あしたの京都」においても紹介した。また、地域再生防止推進モデル事業結果についても、京都市政出前トーク等において発信している。	引き続き、民間団体の取組等について本市ホームページや啓発 パネル、啓発冊子により情報を発信していく。
	(2) 地域再犯防止推進モデル事業として作成したハンドブック「つなぐつながる」の活用により、困りごとに応じた支援につなげる取組を推進します。		ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】					
	(3) 本市の各種行政計画 や各種施策において、再犯 防止の視点を取り入れ、犯 罪等をした人が取り残され ないようにします。	4	本市の様々な行政計画や施策への再犯防止の視点の導入	生活福祉課	本市の様々な行政計画や施策に再犯防止の視点を取り入れることにより、本市の各種施策において犯罪等をした人が取り残されないようにします。		京都市基本計画や京都市人権文化推進計画に再犯防止の視 施済 野を取り入れている。また、各種施策に再犯防止の視点を取り入 れられるよう全庁的な周知や個別の働きかけを行っている。	引き続き、本市の施策等に再犯防止の視点を取り入れるよう、適宜働きかけを行う。

1 ページ 柱4(2施策)

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について(柱5)

京都市冉	京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について(柱5)									
計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)		令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定	
協力者の 活動との	(1) 民間協力者との連携を 強化するとともに、その活 動を支援します。	1	京都市再犯防止推進会議における関係機関 との連携強化と再犯防止の取組の着実な推 進【再掲】							
更なる連携、・啓のまでは、・啓のまでは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2	活動の周知や担い手募集の協力等による民間協力者の活動への支援	生活福祉課	本市のホームページや広報誌において、民間協力者(保護司、更生保護 女性会、BBS会等)の活動の周知や担い手募集の協力等を行うことによ り、民間協力者の活動を支援します。	再犯防止推進事業	実施済	京都BBS連盟に啓発パネルの作成を依頼することで、活動の活性化を図るとともに、パネル作成にあたって、他民間協力者へのインタビューを行ってもらうことで民間協力者同士の連携強化にも努めた。また、本市ホームページや啓発パネル、SNS等において、民間協力者の活動の周知や担い手募集の協力を行った。	引き続き、広報の協力等を中心に、活動支援を行っていく。	
の理解促 進		3	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明る くする運動」に対する助成等、保護司の活動 への支援【再掲】							
		4	京都市少年補導委員会等と連携した青少年 の非行防止や健全育成の推進【再掲】							
		5	市職員に対する保護司など民間協力者の活	生活福祉課	本市の職員研修等において、保護司の活動について紹介するなど、民間	再犯防止推進事業	実施済	令和5年5月に憲法月間講座、同年11月に福祉職研修、同年12月に 交通局の人権月間講座において、再犯防止に係る研修・啓発を実施した。	本市職員に向けた憲法月間講座等において、再犯防止の取組の研修・啓発を行う。	
		7	動への理解と参加の促進	育成推進課	協力者に対する本市職員の理解や退職後の参加を促進します。	保護司活動への支援	実施済	保護司の人材確保のため、本市定年退職予定者向けの冊子を通じて、 保護司活動の周知を行っている。	引き続き、保護司活動の周知を通じて、民間協力者の活動への理解と参加の促進を図る。	
	(2) 再犯防止の取組や刑務所出所者等の社会復帰 支援の重要性について理解を促進するための広報・ 啓発活動を実施します。	1	再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発	生活福祉課	再犯防止啓発月間(7月)を中心に、市民、事業者等に対して、再犯防止・ 更生支援についての理解を深める啓発を実施します。	再犯防止推進事業	実施済	更生支援の必要性を感じてもらうことを目的とした冊子「あしたの京都」を 発行し、関係機関に配布した。	啓発冊子「あしたの京都」を活用し、市民や市内事業者等に周知する他、市内大学において再犯防止に関する授業を実施することで、再犯防止・更生支援に対する社会理解の促進や民間協力者の担い手確保につなげる。また、市内矯正施設や民間協力者等と連携し、再犯防止の啓発イベントの開催等を検討する。このほか、文化市民局共生社会推進室と連携し、令和6年8月発行のきょう☆COLOR vol.21において、再犯防止に関する記事を掲載する。	
		2	市民、地域や関係機関等と連携した犯罪防止に関する総合的な取組の推進	くらし安全推進 課	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動など市民が安心して生活でき、安全な地域社会を実現するための各種取組を進めていく中で、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進します。		実施済	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組において、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進する。(令和5年度の主な取組)〇全市事業全市的に緊急的な対策を講じる必要のある犯罪等への取組を推進(民間事業者と連携した安心安全推進事業など)〇各区の取組各行政区において、地域特性や課題等に応じた取組を推進(地域防犯活動(青色防犯パトロール活動など)の推進など)	引き続き、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進する。	
		3	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明る くする運動」に対する助成等、保護司の活動 への支援【再掲】							
		4	民間ボランティアの顕彰による民間ボランティ アの活動に対する市民理解の促進	育成推進課	地域の安全・安心に貢献した民間協力者を顕彰することにより、民間協力者の活動や意義を広く発信し、再犯防止、更生支援に関する市民理解の 促進を図ります。また、国の顕彰制度に候補者を積極的に推薦します。	京都市自治記念式典における表彰	実施済	永年にわたって本市青少年の健全育成と非行青少年の更生保護活動に尽力された方を「令和5年度京都市自治記念式典」の被表彰者に内申している(表彰授与済み)。	引き続き、「京都市自治記念式典」に内申する。	

1ページ 柱5(5施策)

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について(柱6)

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)		令和5年度の取組状況	令和6年度の取組予定	
防止×京 駅の文化	(1) 京都の文化力を活用した矯正施設入所者等の更 生意改等を高める取組を 実施します。	1	京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起	生活福祉課	京都刑務所や京都少年鑑別所等と連携して、伝統文化に触れる機会の提供など豊かな人間性を育む京都の文化力をいかした 取組を展開することにより、矯正施設入所者等の更生意欲や自 己肯定感を高めます。	再犯防止推進事業	実施済	産業観光局や東山青少年活動センターと連携し、京都少年鑑別所、京都刑務所、更生保護施設において、伝統産業体験(染色体験、西陣織ランプシェード作り体験、京指物つくり体験)を計4回開催。	引き続き、刑事司法関係機関において伝統産業の制作体験を 実施し、在所者の更生意欲の喚起を行う。	重点
	(2) 地域社会で孤立させない切れ目のない支援や周囲との良好な人間関係の構築のため、京都の文化の体験を通した居場所づくりや支援者等とのつながりづくりを推進します。	l '	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】							重点再掲

1ページ 柱6(1施策)